

## 九州大学広報本部規則

平成25年度九大規則第77号  
制 定：平成26年 1月27日  
最終改正：令和 6年 3月29日  
(令和5年度九大規則第42号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第15条の4第2項の規定に基づき、広報本部の構成その他必要な事項を定めるものとする。

(広報本部)

第2条 広報本部は、次に掲げる部局等をもって構成する。

- (1) 広報戦略推進室
- (2) 総務部広報課
- 2 広報本部に本部長を置き、総長をもって充てる。
- 3 本部長は、九州大学の広報戦略の策定及び広報活動の推進に関する事項を総括する。
- 4 広報本部に副本部長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐する。

(スポークスパーソン)

第3条 広報本部長は、本学の広報活動を円滑に進めるため、第3項の定めるところに従い、各部局等のスポークスパーソンを推薦するよう各部局等の長に依頼する。

- 2 スポークスパーソンは、部局等の広報活動を充実・推進するとともに、広報本部との連絡及び調整並びに情報共有を行う。
- 3 広報本部長は、各部局等の長からの推薦に基づき、スポークスパーソンを、以下に掲げる者から指名する。
  - (1) 各研究院の副研究院長又は副研究院長に準ずるもののうちから選ばれた者 各1人
  - (2) 基幹教育院副院長又は副院長に準ずるもののうちから選ばれた者 1人
  - (3) 各附置研究所の副研究所長又は副研究所長に準ずるもののうちから選ばれた者 各1人
  - (4) カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、病院、附属図書館及び情報基盤研究開発センターの教授又は准教授のうちから選ばれた者 各1人
  - (5) 情報統括本部、グローバル化推進本部、学術研究・産学官連携本部及び未来人材育成機構を構成する組織の教授又は准教授のうちから選ばれた者 各1人
  - (6) SHAREオフィス及びインスティテューショナル・リサーチ室の教授又は准教授のうちから選ばれた者 各1人
  - (7) 本学の教員で、広報戦略の策定及び広報活動の推進に関し専門的知識を有するものうちから本部長が指名する者 若干人
  - (8) 事務局の各部、課及び室の長のうちから選ばれた者 若干人
  - (9) 各部局事務部の事務部長、事務長及び課長のうちから選ばれた者 若干人
  - (10) その他本部長が必要と認めた者 若干人

(事務)

第4条 広報本部の運営に関する事務は、総務部広報課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、広報本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第96号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第47号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第11号）  
この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第104号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第27号）  
この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第8号）  
この規則は、平成30年5月21日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第83号）  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第55号）  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第30号）  
この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第32号）  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第42号）  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。